



みどり防災ずきんちゃん
(損保協会の気候変動対応イメージキャラクター)

気候変動ニュースレター

1. 気候変動は私たち全員に影響するもの

気候変動の影響は、自然災害の多発にとどまりません。例えば、サステナブルでない業種の会社の株価は下がり、資本コストは上がります。多くのモノの製造コストや流通コストが高くなり、これまで手に入っていたものが手に入らなくなります。住宅や自動車の維持コストも高騰するとともに、食物や飲み水も減ります。すなわち、気候変動は、国民の生命や生活基盤、経済システムを脅かすリスクなのです。人や事業者は、守るべき資産があるから、または挑戦しがいのあるチャンスが日々あるから、損害保険に入ります。資産をそもそも入手できない、維持できない、あるいは毎日「守り」一辺倒で「挑戦」する機会がないという局面が到来すると、損害保険のニーズは縮小します。私たち一人ひとりが気候変動をくい止める意識を高める必要があります。

2. 協会の気候変動対応方針と私たちに求められていること

日本損害保険協会は、2021年7月、気候変動対応方針 ([こちら](#)) を策定・公表しました。脱炭素社会の実現に向けて、会員各社の取組みの方向性を揃えて、業界全体として貢献していきます。会員各社は本業（保険引受、資産運用など）およびその他取組（例：お客さまとの対話）を通じて、気候変動の緩和とそれへの適応を加速させていくことが必要です。

3. 第1回気候変動勉強会開催 ～「気候変動リスクと金融機関」～

2021年7月20日、会員各社の社員の知識向上を目的とした勉強会（当日の様子は[こちら](#)）を開催しました。藤井健司氏（グローバルリスクアンドガバナンス社代表）を講師にお招きして、気候変動リスクをどう捉え、損害保険会社社員としてどのような役割を果たしていくべきかについて講義いただきました。来年6月までにあと2回の勉強会開催を予定していますので、奮ってご参加・ご視聴ください。



<講師：藤井健司氏>

気候変動リスクと金融機関

1. 地球温暖化を取り巻く状況
2. 脱炭素に向けた各種ストリーム
(TCFD, 国連の責任原則, EU アクションプランとタクソミー, NGFS)
3. 気候変動リスクと金融リスク ～気候変動リスク管理
4. 金融機関に求められる対応

4. お客さま向け気候変動ガイドブック（リリース予定）

会員各社の社員が、代理店やお客さまと気候変動リスクについて対話するきっかけとなるような「気候変動ガイドブック」（電子頒布）を2021年9月下旬に発刊する予定です。気候変動リスクを正しく知ったうえで、個人または事業者としてとるべき緩和策を示すとともに、避けられない危険に対する損害保険をはじめとした適応策を分かりやすく説明します。ご期待ください。

5. 今月のひとくちメモ ～“パリ協定”～

フランスのパリで 2015 年 12 月に採択された気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定で、195 か国および EU が締結しています。世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることを目標に掲げました。各国は温室効果ガスの削減目標作成と達成に向けた国内対策をとる義務を負っています。日本は今年、2050 年の脱炭素社会実現を見据えて、2030 年の温室効果ガス削減目標を引き上げ、排出量を（2013 年比で）46%削減すること、また 50%削減の高みに向けて挑戦することにコミットしました。その達成に向けて、損害保険業界の果たすべき役割は一段と大きくなっています。

6. 個社取組み事例 ～三井住友海上～

気候変動への対応を最優先で取り組むべき課題と位置づけ、すべての事業領域・部門で気候変動対策を推進するため、2021 年 4 月に経営企画部に気候変動対策チームを設置しました。グループとして掲げた 2050 年ネットゼロの目標の実現に向け、次のとおり CO₂ 排出量削減および再生可能エネルギー導入率の目標を設定しました。これらの目標を達成するために、社有車のハイブリッド・電動化や、自社ビルへの省エネ設備の導入・太陽光発電設備の設置等を進めています。また、グループとしてインドネシア熱帯林再生プロジェクトや北海道美幌町での植林活動等も実施しています。

<スコープ1・2>

基準年	目標年	CO ₂ 排出量	再生可能エネルギー導入率
2019 年度	2030 年度	▲50%	60%
	2050 年度	ネットゼロ	100%

<スコープ3>

基準年	目標年	削減率	対象とするカテゴリ
2019 年度	2030 年度	▲50%	社員の行動変容や自然資本保全の観点で重視すべきカテゴリ
	2050 年度	ネットゼロ	全カテゴリ

<スコープ1・2・3について>

事業者自らの排出だけでなく、サプライチェーンを含めた事業活動上のあらゆる排出量を把握するため、3つのスコープ（集計区分）が設けられています。これに基づく管理・取組を行うことで、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、事業一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量を捉えます。

- スコープ1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(社有車でガソリンの使用)
- スコープ2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出（事務所の電気・空調）
- スコープ3：スコープ1、スコープ2 以外の間接排出(紙の使用・郵送、パンフレットの配送、社員の通勤、投融資先による GHG 排出等)

以上